

労働安全衛生 法令ガイド



オフィスキャロット 編

平成 25 年 5 月 1 日

目 次

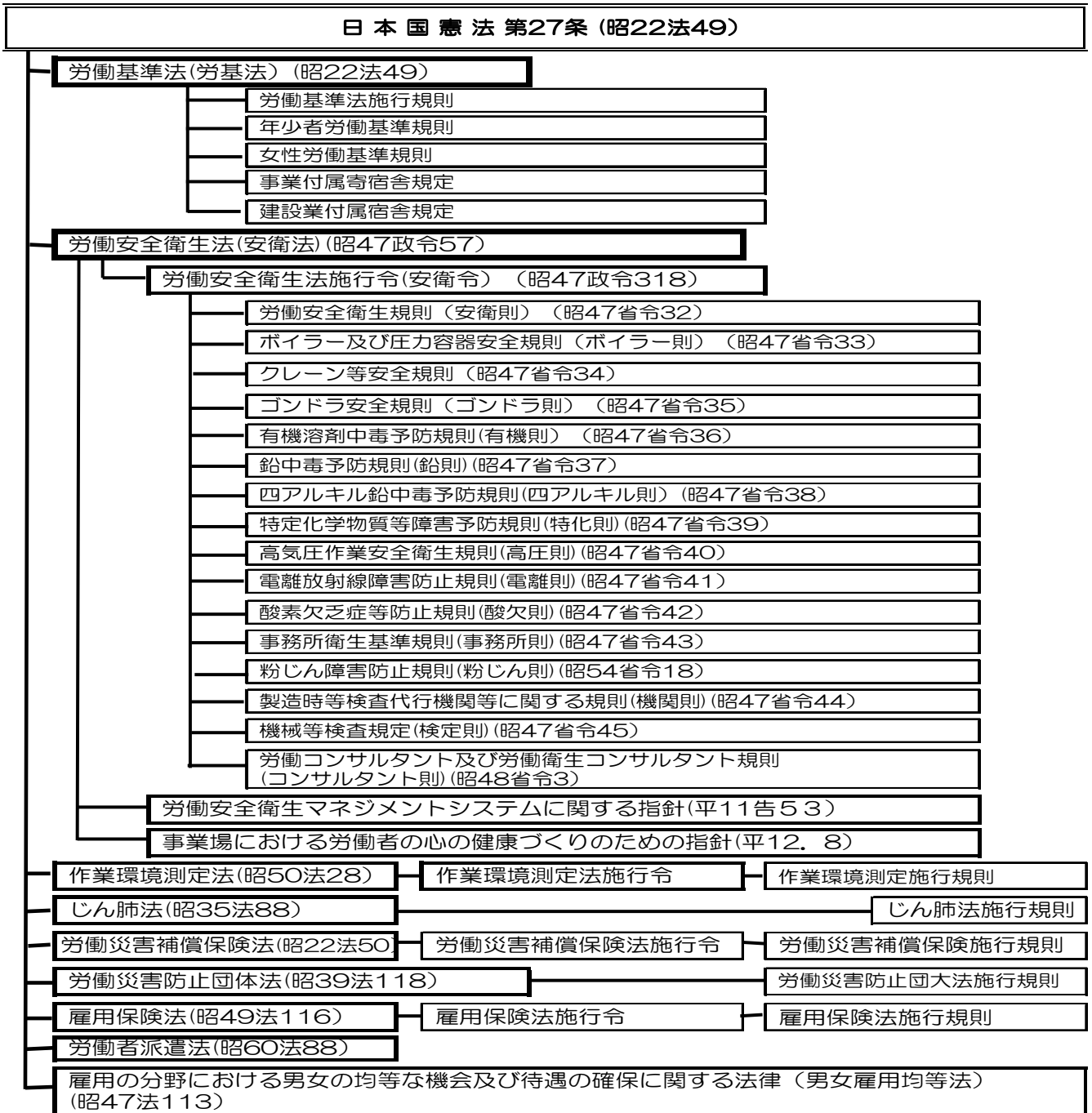
| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 労働安全衛生法令及び関係政省令一覧表 | 2 |
| 2. 安全衛生法令ガイダンス | 3 |
| 3. 現場に必要な安全衛生資格ガイダンス | 12 |
| 3. 1 免許 | 12 |
| 3. 2 技能講習 | 13 |
| 3. 3 特別教育 | 14 |
| 3. 4 その他 | 15 |
| 4. その他の必要な事項 | 16 |
| 4. 1 危険防止のため、作業を指揮監督する者の選任 | 16 |
| 4. 2 監視人（誘導員）等の配置を必要とする業務の一覧 | 17 |
| 4. 3 新規採用時、作業内容変更時の教育内容 | 18 |

1. 労働安全衛生法令及び関係政省令一覧表

労働安全衛生法令及び関係政省令の体系を下図に示した。

内容の詳細は、インターネットの次に示すサイトにアクセスして調べる。

- ・ 厚生労働省法令等データベースシステム
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>
- ・ 法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>



2. 安全衛生法令ガイダンス

| 適用項目 | 関連法規 | 概要 | |
|----------------------|------------------|-----------|--|
| 機械の一般基準 | 原動機、回転軸等による危険の防止 | 安衛則 101 条 | 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等危険な部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋を設ける。 |
| | ベルト切断による危険防止 | 安衛則 102 条 | |
| | 動力遮断装置 | 安衛則 103 条 | スイッチ等は機械ごとに取り付ける。 |
| | 運転開始の合図 | 安衛則 104 条 | |
| | 加工物の飛来による危険の防止 | 安衛則 105 条 | 覆いまたは囲いを設けるか、労働者に保護具を使用させる。 |
| | 切削屑の飛来等による危険の防止 | 安衛則 106 条 | 覆いまたは囲いを設けるか、労働者に保護具を使用させる。 |
| | 掃除等の場合の運転停止等 | 安衛則 107 条 | 機械の掃除、給油、検査、修理時には運転を停止する。スイッチに施錠し、表示する。 |
| | 刃部伸そう自答の場合の運転停止等 | 安衛則 108 条 | |
| | 作業帽等の着用 | 安衛則 110 条 | 頭髮または被服が巻き込まれないよう、適当な作業帽または作業服を着用する。 |
| | 手袋の使用禁止 | 安衛則 111 条 | ボール盤、面取り盤等の手を巻き込まれるおそれのある作業。 |
| | 研削砥石の危険防止 | | |
| | 試運転 | 安衛則 118 条 | 砥石交換時・・・3分以上、その日の作業を始めるとき・・・1分以上 |
| | 最高使用週速度を超える使用の禁止 | 安衛則 119 条 | |
| 取り替え及び試運転の業務は特別教育修了者 | 安衛則 36 条 | | |

| | | | |
|----------------|----------------------|--|---|
| 火気等の管理 | 静電気の除去 | 安衛則 287 条 | |
| | 立ち入り禁止等 | 安衛則 288 条 | 火災または爆発のある危険な場所には、火気使用禁止、必要でない者の立ち入りを禁止しその旨を表示。 |
| | 消火設備 | 安衛則 289 条 | 危険物、引火性の油類等爆発又は火災の原因となる物を取り扱う場所には、適切な箇所に消火設備。 |
| | 防火措置 | 安衛則 290 条 | 建築物等と可燃性物体との間に防火のための間隔を設ける。 |
| | 灰捨場 | 安衛則 292 条 | 延焼の危険のない場所に、不燃性の材料で造る。 |
| | 事業者の行うべき調査等 | 安衛法 58 条 | 作業員に健康障害を生ずるおそれのある化学物質等について、有害性を調査し必要な措置をとる。 |
| | 文書の交付等 | 安衛法 57 条の2 | 労働者に、健康障害を生ずるおそれのある物（安衛令別表第9）についての化学物質等安全データシート（MSDS）を交付する。 |
| | 火気使用場所の火災の防止 | 安衛則 291 条 | 喫煙所等の火気使用場所に消火設備。みだりに喫煙等の禁止。火気を使用した者は残火の始末。 |
| | 危険物のある場所では火気等の使用禁止 | 安衛則 279 条 | 危険物又は火薬類、面等が存在して爆発又は火災のおそれのある場所では、電気器具、アーク溶接機等又は火気の使用禁止。 |
| | 油類等の存在する配管等の溶接・溶断の禁止 | 安衛則 285 条 | 危険物又は可燃性の粉じん等が存在する配管、ドラム等の容器はあらかじめこれらを除去して、火気の使用等の作業を行う。 |
| 通風等の不十分な場所で溶接等 | 安衛則 286 条 | 換気が不十分な場所で溶接・溶断等の作業を行うときは、通風・喚起のための酸素使用禁止。 | |

| | | | |
|-------------|---------------|-----------|--|
| ガス溶接作業の安全作業 | 通気が不十分な場所での作業 | 安衛則 262 条 | ホース及び吹管は損傷、摩耗のないものを使用。 ホースと吹管、ホース相互の接続箇所は、ホースバンド、ホースクリップ等で確実に締め付ける。 ホースにガスを供給する場合、吹管のバルブ等を閉止した後に 行う。 使用する者の名札をバルブ等に表示する。 溶断時に過剰酸素の放出による火傷防止のため十分な換気を行う。 作業の中断又は終了時に作業箇所を離れるときは、ガス等の供給口のバルブ等を閉止しホースを外す。 |
| | ガス等の容器の取り扱い | 安衛則 263 条 | 換気が不十分、火気を使用する、危険物等を取り扱う場所には設置、貯蔵、放置しない。 容器の温度を 40℃以下に保つ。 転倒防止。 衝撃を与えない。 運搬するときはキャップをする。 使用するとき、容器の口金に付着している油及びじんあいを除去する。 バルブの開閉は静かに。 溶解アセチレンの容器は、立てておく。 使用前又は使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにする |
| | 一般のガス溶接等の作業 | | ガス容器には逆火防止装置を使用する。 作業場所近くの可燃物、引火物を取り除く。 石けん水を常備し、ガス漏れのないホース等を使用する。 ガスホース等の接続部はホースバンド等で確実に締め付ける。 |
| | 資格 | | ガス溶接作業主任者免許者か、ガス溶接技能講習修了者 ガス集合溶接装置を使用する場合は、免許を有する者のうちからガス溶接作業主任者を選任する。 |

| | | | |
|------------|---|---------------------|---|
| アーク溶接の安全作業 | 電気機械器具の囲い等 | 安衛則 329 条 | 充電部分に接触し感電のおそれのあるものは、絶縁覆いをする。 |
| | 溶接棒等のホルダー | 安衛則 331 条 | 規格に適合するものを使用する。 |
| | 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 | 安衛則 332 条 | 高さ 2 ｍ以上の箇所で作業を行うときは、自動電撃防止装置を使用。 |
| | 漏電による感電防止 | 安衛則 333 条 | 漏電遮断装置の使用。 |
| | 配線等の絶縁被覆 | 安衛則 336 条 | 絶縁被覆が損傷し、又は老化している部分を補修。 |
| | 使用前点検 | 安衛則 352 条 | 溶接棒ホルダー、自動電撃防止装置、漏電遮断器、移動電線等その日の使用開始前点検を行う。 |
| | 強烈な光線を発散する場所 | 安衛則 325 条 | その場所を区画し、適切な保護具を備える。 |
| | アーク溶接等の作業は特別教育修了者 屋内、坑内、タンク内等でのアーク溶接作業は粉塵作業に該当 | 安衛則 36 条 粉塵則 2 条 | 別表第 1 第 20 号 |

| | | | |
|---|--------------|-----------|--|
| 電 気 機 械 器 具 ・ 配 線 ・ 移 動 電 線 の 安 全 | 電気機械器具の囲い等 | 安衛則 329 条 | 充電部分に接触し感電のおそれのあるものは、絶縁覆いをする。 |
| | 手持ち型電灯等のガード | 安衛則 330 条 | 移動電線に接続する手持ち型の電灯、仮設の配線又は移動線に接続する架空つり下げ電灯等には、口金に接触することによる感電防止、電球の破損による危険防止のため、ガードを取り付ける。 |
| | 配線等の絶縁被覆 | 安衛則 336 条 | 作業中又は通行の債に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの、又は移動電線は、絶縁被覆が損傷又は老化していることにより起こる感電を防止する措置をする。 「接触するおそれのある」とは、作業し、若しくは通行者の側方 60 cm 以内、又は作業床、通路面から 2 m 以内の範囲。 |
| | 移動電線等の被服又は外装 | 安衛側 337 条 | 水等により湿潤している場所に使用する移動電線で又は付属する接続器具で、作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、被服又は外装が絶縁効力を有するものを使用する。 移動電線・・・2 種キャブタイヤケーブル 接続器具・・・防水型、防滴型、屋外型等 |
| | 仮設の配線等 | 安衛側 338 条 | 仮設の配線又は移動電線を通路面に使用してはならない。ただし、その上を車両等が通過することにより絶縁被覆が損傷しないよう防護覆を装着したり、ダクト内等に納める方法等により損傷防護の装着又は通路面の側面に配置した場合は使用できる。 |

| | | | |
|---|---|-----------|---|
| 漏 電 ・ 接 地 に よ る 感 電 の 防 止 | 漏電による感電の防止 | 安衛則 333 条 | 電動機を有する機械器具で対地電圧 150V を超える移動式、可搬式のもの又は水等によってぬれている場所その他鉄板上で使用する移動式若しくは可搬式のものについては、確実に作動する感電防止用漏電遮断装置を接続する。 接続が困難なときは、電動機械器具の金属性外枠等より接地して使用する。 |
| | 漏電遮断装置を取り付けない場合の接地措置の省略 | 安衛則 334 条 | 二重絶縁構造の電動機械器具の使用。 |
| | 感電防止用漏電遮断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針（昭 49. 7. 4 技術上の指針公示 3 号）を参照 | | |

| | | | |
|--|---|--|---------------------------------|
| 電 気 機 械 器 具 等 の 点 検 | 使用前点検 | 安衛則 352 条 | 使用する日の使用する前に |
| | 溶接棒等のホルダー | 安衛則 331 条 | 絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無 |
| | 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 | 安衛則 332 条 | 作動状態 |
| | 感電防止漏電遮断器 | 安衛則 333 条 | 作動状態 |
| | 電動機で安衛則 333 条 2 項に定める方法で接地したもの | 安衛則 333 条 | 接地線の切断、接地極の浮きあがり等の異常の有無 |
| | 移動電線及びこれに付属する接続機器 | 安衛則 337 条 | 被覆又は外装の損傷の有無 |
| | 検電器具 | 安衛則 339 条 | 検電性能 |
| | 短絡接地器具 | 安衛則 339 条 | 取付金具及び接地導線の損傷の有無 |
| | 絶縁用保護具 | 安衛則 341～343、 346、347 条 | 日々、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態 |
| | 絶縁用防具 | 安衛則 341、342、 347 条 | 日々、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態 |
| | 活線作業用装置 | 安衛則 341～ 345 条 | 日々、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態 |
| | 活線作業器具 | 安衛則 341、 343、344、 346、347 条 | 日々、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態 |
| | 電気機械器具の操作部分の照度 | 安衛則 335 条 | 誤操作による危険をぼうしするため、操作部分に必要な照度を保持。 |
| 自動電撃防止装置の点検 | 労働省技術上の 指針公示第 12 号 (昭 55. 7. 30) | その日の使用を開始する前に外箱の接地とふたの状態、溶接機との配線及び接続器具の損傷の有無。電磁接触器の作動状態、異音、異臭の発生の有無について溶接作業員が点検する。 | |
| 電気機械器具の囲い等の点検等 | 安衛則 353 条 | 安衛則 329 条の囲い及び絶縁覆いについて、毎月 1 回以上、取付部のゆるみ、はずれ、破損状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 特別高圧若しくは高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の点検業務・・・特別教育修了者 | |

| | | | |
|---|------------------|-------------------------------|--|
| 墜 落 等 に よ る 危 険 の 防 止 | 作業床の設置等 | 安衛則 518 条 | 高さ 2m 以上で墜落の危険のあるときは作業床を設置。 |
| | 安全带等の取付設備等 | 安衛則 521 条 | 高さ 2m 以上の場所での作業には安全带の取付設備を設置し、異常の有無を随時点検。 |
| | 悪天候時の作業禁止 | 安衛則 522 条 | |
| | 照度の保持 | 安衛則 523 条 | |
| | スレート等の屋根上の危険防止 | 安衛則 524 条 | スレート屋根上の作業を行うときは、歩み板を設け、防網を張る。 |
| | 不用のたて杭等における危険の防止 | 安衛則 525 条 | |
| | 立入禁止 | 安衛則 530 条 | |
| | 作業床の設置等 | 安衛則 518、 519、520 条 | 作業床が困難なときは、防網を張り、安全带を使用。 作業床の端部、開口部には、囲い、手摺り、覆い等を設けるか、防網を張り安全带を使用。 労働者が安全带の使用を命ぜられた時は、使用しなければならない。 |
| 昇降するための設備の設置等 | 安衛則 526 条 | 高さ又は深さが 1.5m を超えるときは、昇降設備を設置。 | |

| | | | |
|------------|-------|----------------------------|--|
| 移動はしごの安全作業 | 移動はしご | 安衛則 527 条 | 丈夫な構造 材料に著しい損傷、腐敗等がない。 幅は 30cm 以上。 滑り止め装置の取り付けその他転位を防止するための必要な措置。 |
| | | 安発第 100 号 (昭 43. 6. 14) | <ol style="list-style-type: none"> 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること。他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむをえず継いで用いる場合には次によること。 <ul style="list-style-type: none"> 全体の長さは 9m 以下。 継ぎ手が重ね合わせ継ぎ手の時は、接続部において 1.5m 以上を重ね合わせ、2 力所以上で堅固に固定。 継ぎ手が突き合わせ継ぎ手の時は 1.5m 以上の添え木を用いて 4 力所以上で堅固に固定。 踏み棧は、25～35cm の間隔で、かつ等間隔に。 |

| | | | |
|-----------|----|-----------|--|
| 脚立使用の安全作業 | 脚立 | 安衛則 528 条 | <ol style="list-style-type: none"> 丈夫な構造 材料は、著しい損傷、腐敗がない。 脚と水平面との角度を 75 度以下、かつ、折りたたみ式の場合は脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備える。 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積。 |
| | | | め必要な面積。 |
| | | | 仮設工業会・・・仮設機材認定基準 高さ 2m 未満 踏み面 巾 12cmx 長さ 30cm 踏み棧 巾 5cm 以上（最上段の踏み棧の長さ 30cm 以上） 踏み棧間隔 40cm 以下 等間隔(7)に 35cm 以下) 踏み棧 1 段目 55cm 以下 脚柱角度 75 度以内 開き止め金具 |

| | | | |
|----------|----------|-----------|---|
| 安全な通路の管理 | 通路 | 安衛則 540 条 | 作業場に通ずる場所及び作業場内には、安全な通路を設け有効に保持する。通路であることを表示。 |
| | 通路の証明 | 安衛則 541 条 | 正常な通行ができる採光又は照明。 |
| | 屋内に設ける通路 | 安衛則 524 条 | 1. 用途に応じた幅を有する。 2. つまずき、滑り、踏み抜き等のない状態に保持。 3. 高さ 1.8m 以内に障害物のないこと。 |
| | 機械間等の通路 | 安衛則 543 条 | 幅 80cm 以上 |
| | 作業場の床面 | 安衛則 544 条 | つまずき、滑り等危険のない状態に保持する。 |
| | 作業踏み台 | 安衛則 545 条 | 機械が高い場合は、安全で、かつ適当な高さの作業踏み台 |
| | 安全靴等の使用 | 安衛則 558 条 | |

| | | | |
|------------|------------------|-----------|--|
| 飛来による危険の防止 | 高所から物体投下による危険の防止 | 安衛側 536 条 | 3m 以上の高所から物を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く。 |
| | 物体の落下による危険の防止 | 安衛側 537 条 | 物が落下することにより危険な場合は、防網設備を設け、立ち入り区域を設定する等危険防止の措置。 |
| | 物体の飛来による危険防止 | 安衛則 538 条 | 物が飛来することにより作業者が危険な場合は、飛来防止設備を設け、保護帽を使用。 |

| | | | |
|---------------|--------------|---|--|
| 足場の組み立て等の安全作業 | 足場の組み立て等の作業 | 安衛則 534 条 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 組み立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を作業員に周知 2. 作業区域内には、関係者以外の立ち入り禁止。 3. 悪天候時の作業中止。 4. 足場材の結束、取り外し、受け渡し等の作業時には、幅 20cm 以上の足場板を設ける等の墜落防止の措置。 5. 材料、器具、工具等のつり上げつりおろし時には、つり鋼、つり袋等の使用。 |
| | 技能講習修了者 | 安衛則 565 条 | |
| | 作業主任を選任すべき作業 | 安衛令 6 条の 15 | つり足場、張り出し足場又は高さが 5m 以上の構造の足場の組み立て・解体又は変更の作業。 |
| | 職務 | 安衛則 566 条 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料の欠点の有無を点検し不良品を取り除く。 2. 器具、工具、安全対及び保護帽の機能点検、不良品を取り除く。 3. 作業方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視。 4. 安全対及び保護帽の使用状況を監視。・安全帯の使用。 |
| 点検 | 安衛則 567 条 | <p>悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組み立て、一部解体い若しくは変更後に、足場で作業を開始する前に次の事項を点検し、異常は直ちに補修。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料の損傷、取り付け及び掛け渡しの状態。 2. 見地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取り付け部のゆるみの状態。 3. 緊訣金具等の損傷及び腐食の状態。 4. 手すり等の取り外し及び脱落の有無。 5. その他。 | |

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|--|
| 足場の作業床の管理 | 作業床 | 安衛則 563 条 | <p>高さが 2m 異常の作業場所には、次の定めるところにより作業床を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標準足場板を使用する場合 足場板は 3 点支持とし両端は支持物に緊結する。 作業床の幅は、40cm 以上とする。隙間は 3cm 以下、重ね長さは 20cm とする。 2. 鋼製布板を使用する場合 両端は支持物にツメ金具で固定する。 ・床面はつまずき、すべり等の危険のないものとし、やむを得ず勾配を設ける場合は 15° 未満とし、すべり止め等の処置をする。 3. 作業床の手摺り等 手摺りの高さは床面から 75cm 以上とする。 |
| | 最大積載荷重・表示 | 安衛則 562 条 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載しない。また、周知するために表示する。 |

| | | | |
|-----------|-----------------------|----------------|---|
| 酸素欠乏症等の防止 | 酸素欠乏危険場所 | 安衛令 6 条 2 条 | <p>作業する場合、作業主任者を選任する必要がある場所</p> <p>第 1 種酸素欠乏危険作業(酸素欠乏症にかかるおそれ)</p> <p>1.次の地表に接し、又は通じる井戸 等(井戸、井筒、縦坑、隧道、潜函、ピット、その他これに類するもの)の内部</p> <p>1)上層に不透水槽がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分。</p> <p>2)第一鉄類又は第一マンガン塩類を含有している地層。</p> <p>3)メタン、エタン、又はブタンを含有する地層</p> <p>4)炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層。</p> <p>5)腐泥層</p> <p>2.長時間使用されていない井戸等の内部。</p> <p>3.ケーブル、ガス管のほか地下に敷設されるものを収容するための暗渠。</p> <p>3の2.雨水、河川の流れ又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗渠、マンホール又はピットの内部。</p> <p>4.相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、船倉、反応塔 その他、その内壁が酸化されやすい施設の内部。</p> <p>6.天井、床もしくは周壁又は格納物が乾燥性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部。</p> <p>※ 5,7,8,10,11 は省略</p> <p>第 2 種酸素欠乏危険作業(酸素欠乏症及び硫化水素中毒にかかるおそれ)</p> <p>3の3.海水が滞留しており、もしくは滞留したことのある熱交換器、管、暗渠、マンホール、溝もしくはピット又は海水を相当期間入れており、もしくは入れたことのある熱交換器の内部。</p> <p>9.屎尿、腐泥、汚水、パルプ液その他発酵するものを入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗渠、マンホール、溝、又はピットの内部。</p> <p>12.前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所(酸素欠乏症、硫化水素中毒症にかかるおそれのある場所に限る)</p> |
| | 第 1・2 種酸素欠乏危険作業主任者の職務 | 酸欠則 11 条 | <p>1.作業員が酸素欠乏の空気を吸わないように作業の方法を決定し、指揮。</p> <p>2.作業場所の空気中の酸素濃度を測定。</p> <p>3.作業員の酸素欠乏症を防止するための器具又は設備を点検。</p> <p>4.空気呼吸器等の使用状況を監視。</p> |
| | 特別教育 | 酸欠則 12 条 | <p>1.酸素欠乏の発生原因。</p> <p>2.酸素欠乏症の症状。</p> <p>3.空気呼吸器等の使用手法。</p> <p>4.事故の場合の退避及び救急蘇生の方法等。</p> |
| | 作業環境測定等 | 酸欠則 3 条 | <p>・関係作業につく作業員に特別教育の実施。</p> <p>・第一種は酸素濃度、第二種は酸素濃度及び硫化水素濃度。</p> |
| | 測定器具の備え付け | 酸欠則 4 条 | |
| | 換気 | 酸欠則 5 条 | |
| | 保護具の点検 | 酸欠則 7 条 | <p>・その日の作業開始前。</p> |
| | 人員の点検 | 酸欠則 8 条 | |
| | 連絡 | 酸欠則 10 条 | |
| | 監視人の配置 | 酸欠則 13 条 | |

| | | |
|---------------|------------|--|
| 退避 | 酸欠則 14 条 | |
| 避難用具の備え付け | 酸欠則 15 条 | |
| 診察及び措置 | 酸欠則 17 条 | |
| 保護具の使用 | 酸欠則 5 条の 2 | |
| 安全帯の使用等 | 酸欠則 6 条 | |
| 立入禁止 | 酸欠則 9 条 | |
| 救出時の空気呼吸器等の使用 | 酸欠則 16 条 | |
| 退避 | 酸欠則 14 条 | |
| 避難用具の備え付け | 酸欠則 15 条 | |
| 診察及び措置 | 酸欠則 17 条 | |
| 保護具の使用 | 酸欠則 5 条の 2 | |
| 安全帯の使用等 | 酸欠則 6 条 | |
| 立入禁止 | 酸欠則 9 条 | |
| 救出時の空気呼吸器等の使用 | 酸欠則 16 条 | |
| | | |

| | | | |
|--------------------|-----------------------|-------------|---|
| 特殊作業における酸素欠乏等の防止措置 | ボーリング等 | 酸欠則 18 条 | メタン又は炭酸ガスの突出のおそれのある地層を掘削する隧道及び縦坑は、ボーリング等により調査し、施工方法を定めて作業する。 |
| | 消火設備等に対する措置 | 酸欠則 19 条 | 地下室等通風が不十分な場所に備える消火器等が接触により転倒しないようにする。またみだりな作動を禁止し、その旨を表示する。 |
| | 冷蔵室に係る措置 | 酸欠則 20 条 | |
| | 溶接に係る措置 | 酸欠則 21 条 | タンク等の内部でアルゴン、炭酸ガスまたはヘリウムを使用する際の溶接作業時には換気又は空気呼吸器を使用する。 |
| | タンク等のガス漏出防止措置 | 酸欠則 22 条 | |
| | 不活性ガスのタンク等よりの排出に係わる措置 | 酸欠則 22 条の 2 | |
| | 密閉施設内での作業時の措置 | 酸欠則 23 条 | |
| | ガス配管工事に係る措置 | 酸欠則 23 条 | 地下室等で都市ガス等の配管を取り付け取り外しの作業時には、ガスを確実に遮断し、換気し、空気呼吸器等を使用する。 |
| | 圧気工法に係わる措置 | 酸欠則 24 条 | 漏気調査の結果、酸欠空気が漏出し |
| | | | ている場所がある時は、その場所の管理者等関係者に通知して次の措置をする。 1.その場所に立入禁止 2.危険性について教示 3.漏出している箇所の閉塞又は配管等により直接外気に放出、拡散させる措置 4.所轄労働基準監督署長に報告 (酸欠塞 25 条) |
| | 地下室に係わる措置 | 酸欠則 25 条 | 不透水層の下に砂礫層があるような地層に接しているところでは、酸欠空気が漏出するおそれのある箇所を閉塞するか、拡散等の設備を設ける。 |
| し尿、汚水等の設備改造作業時の措置 | 酸欠則 25 条の 2 | | |

3. 現場で必要な安全衛生資格ガイダンス

3. 1 免許

| 教 育 事 項 及 び 内 容 | 備 考 |
|--|-----|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。 3. 作業手順に関すること。 4. 作業開始時の点検に関すること。 5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。 6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。 7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。 8. その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。 | |

3. 2 技能講習

| 法定資格の区分 | 法規 | | 対象業務・資格要件 |
|----------------------------|-----|---|---|
| | 対象 | 関係条文 | |
| 技能講習 (法第76条 安衛則第78条) | 監督者 | 法第14条 令第6条(○内の数字は令第6条の号数) 則第16条、第17条(別表第1) | <ul style="list-style-type: none"> ① 木材加工用機械作業主任者 ② プレス機械作業主任者 ③ 乾燥設備作業主任者 ⑧-2 コンクリート破砕器作業主任者 ④ 地山の堀削作業主任者 ⑤ 土止め支保工作業主任者 ⑩-2 ずい道等の堀削等作業主任者 ⑩-3 ずい道等の覆工作業主任者 ⑥ 採石作業主任者 ⑦ はい作業主任者 ⑧ 船内荷役作業主任者 ⑨ 型わく支保工組立等作業主任者 ⑩ 足場の組立等作業主任者 ⑮-2 鉄骨組立等作業主任者 ⑮-3 木造建築物の組立等作業主任者 ⑮-4 コンクリート造の工事物の解体等作業主任者 ⑪ ボイラー据付工事作業主任者 ⑫ 化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者 ⑰-2 普通第1種圧力容器取扱作業主任者 ⑬ 特定化学物質等作業主任者 ⑭ 鉛作業主任者 ⑮ 四アルキル鉛等作業主任者 ⑳ 第1種 酸素欠乏危険作業主任者 ㉑-2 第2種 酸素欠乏危険作業主任者 ㉒ 有機溶剤作業主任者 |
| | 作業者 | 法第61条 令第20条(○内の数字は令第20条の号数) 則第41条 (別表第3) | <ul style="list-style-type: none"> ㉓ 移動式クレーン運転業務(1トン以上) ① ガス溶接 ② フォークリフト運転(1トン以上) ⑪-2 ショベルローダー等運転(1トン以上、含フォークローダー) ⑫ 車両系建設機械(整地、運搬、積込用及び堀削用)運転 車両系建設機械(基礎運用)運転(3トン以上) ⑬ 玉掛(1トン以上) ⑭ 不整地運搬車運転業務(1トン以上) ⑮ 高所作業車運転業務(10m以上) |

3. 3 特別教育

| 法定資格の区分 | 法規 | | 対象業務・資格要件 |
|----------------------------|-----|---------------------------------|---|
| | 対象 | 関係条文 | |
| 特別講習 (法第76条 安衛則第78条) | 作業者 | 法第59条 則第36条 (○内の数字は則第36条の号数) | <ul style="list-style-type: none"> ① 研削といしの試運転業務 ② プレス、シャアの調整等の業務 ③ アーク溶接の業務 ④ 高圧電気取扱いの業務 ⑤ 1トン未満のフォークリフト運転の業務 ⑤-2 1トン未満のショベルローダー、フォークローダーの運転の業務 ⑥ 5トン未満の揚貨装置の運転の業務 ⑦ 機械集材装置の運転の業務 ⑧ 立木の処理の業務 ⑧-2 チェンソーを用いる業務 ⑨ 3トン未満の車両系建設機械の運転の業務 ⑨-2 くい内機等基礎工事用機械の運転の業務 ⑨-3 くい内機等基礎工事用機械で不特定場所に自走できるものの操作の業務 ⑩ ローラー等の運転の業務 ⑩-4 高所作業車の運転業務 (10m未満) ⑪ 巻き上機の運転の業務 ⑫ — 削除 — ⑬ 動力車等の運転の業務 ⑭ 小型ボイラーの取扱いの業務 ⑮ 5トン未満のクレーン運転の業務 ⑯ 1トン未満の移動式クレーン運転の業務 ⑰ 5トン未満のデリック運転の業務 ⑱ 建設用リフト運転の業務 ⑲ 1トン未満のクレーン又はデリックの玉掛業務 ⑳-2 作業室等に送気するための空気圧縮機の運転の業務 ㉑ 作業室への送気の調節の業務 ㉒ 気間室への送気、排気操作の業務 ㉓ 潜水作業への送気操作の業務 ㉔ 再圧室操作の業務 ㉔-2 高圧室内作業の業務 ㉕ 四アルキル鉛業務 ㉖ 酸素欠乏症等作業の業務 ㉗ 特殊化学設備取扱い等の業務 ㉘ X線、γ線による撮影の業務 ㉙ 粉じん作業の業務 ㉚ ずい道掘削等作業の業務 ㉛ 産業用ロボットの教示等の業務 ㉜ 産業用ロボットの検査等の業務 ㉝ 自動車用タイヤ空気充てん業務 通達による教育 ① 振動工具取扱作業の業務 ② 有機溶剤業務従事者 ③ 石綿取扱作業の業務 |

3. 4 その他

| 法定資格の区分 | 法 規 | | 対 象 業 務 ・ 資 格 要 件 |
|---------------------------------|----------------------|---|--|
| | 対 象 | 関 係 条 文 | |
| 法定の学歴 経験を有するもの | 管 理 者 | 法第 11 条 令第 3 条 則第 4 条、5 条 法第 15 条の 2 法第 18 条の 2、3 | 安全管理者 元方安全衛生管理者 |
| 法定の学歴 経験を有し、かつ、労働大臣が定める研修修了者 | 特定自主 検査の 検査者 | 法第 45 条, 第 2 項 令第 15 条, 第 2 項 | つぎにかかげる機械の特定自主検査の業務 ① 動力プレス 資格要件：則第 135 条の 24 第 2 項 ② フォークリフト 資格要件：則第 151 条の 24 第 2 項 ③ 車両系建設機械 資格要件：則第 169 条の 2 第 2～第 4 項 |
| | 特定自主 検査の 検査主任者 | 法第 54 条, 第 3 項 | |

注) 法：労働安全衛生法
則：労働安全衛生規則

令：労働安全衛生法施行令

4. その他の必要な事項

4. 1 危険防止のため、作業を指揮監督する者の選任

| 指揮監督業務等の内容 | 関係条文 |
|---|----------------------------------|
| 1. 車両系荷役運搬機械作業指揮者 | 則 151 の 4 |
| 2. 車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着・取り外しの作業指揮者 | 則 151 の 15 |
| 3. 100k g 以上の荷を構内運搬車に積み、卸す作業指揮者 | 則 151 の 46 |
| 4. 100k g 以上の荷を貨物自動車に積み、卸す作業指揮者 | 則 151 の 54 |
| 5. 車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着、取り外しの作業指揮者 | 則 165 |
| 6. くい打機、くい抜き機の組立解体、変更、移動作業指揮者 | 則 190 |
| 7. 危険物を製造、取扱う作業指揮者 | 則 257 |
| 8. 化学設備、化学設備の配管、化学設備の附属設備の改造、修理、清掃等の作業指揮者 | 則 275 |
| 9. 電気工事の作業指揮者 | 則 350 |
| 10. ガス導管の防護の作業指揮者 | 則 362 |
| 11. 100k g 以上の荷を貨車に積み、卸す作業指揮者 | 則 420 |
| 12. 建設物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業指揮者 | 則 529 |
| 13. クレーン、デリックを過負荷で使用する場合の作業指揮者 | ク 23、109 |
| 14. クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトの組立、解体の作業指揮者 | ク 33、118、153、191 |
| 15. 救護にする技術的事項を管理する者 | 法 25 条の 2・2 項 (令 9 の 2) 則 24 の 6 |

- 注) 法：労働安全衛生法
 令：労働安全衛生法施行令
 則：労働安全衛生規則
 ク：クレーン等安全規則

4. 2 監視人（誘導員）等の配置を必要とする業務の一覧

| 該 当 個 所 | 関係条文 |
|--|----------------|
| 1. 車両系建設機械の転倒、転落防止（誘導者） | 安衛則 157 |
| 2. 車両系建設機械の接触防止（誘導者） | 158 |
| 3. 坑内における動力車による後押し運転（誘導車） | 224 |
| 4. 停電作業を行う場合 | 339 |
| 5. 特別高圧活線近接作業 | 345 |
| 6. 架空電線等近接の工作物建設、くい打（抜）、移動式クレーン作業 | 349 |
| 7. 明り堀削において運搬機械等が後進し、作業個所に接近するとき又は転落のおそれのあるとき（誘導者） | 365 |
| 8. ずい道建設における上覧の準用（誘導者） | 389 |
| 9. 採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業 | 413 |
| 10. 上欄運行経路上での岩石の小割又は加工の作業 | 414 |
| 11. 採石作業で、運搬機械等が後進して作業個所に接近するとき又は転落のおそれがあるとき（誘導者） | 416 |
| 12. 3メートル以上の高所から物体を投下するとき | 536 |
| 13. 道路と交わる軌道で車両を使用するとき | 550 |
| 14. 軌道上又は軌道近接作業 | 554 |
| 15. 酸素欠乏危険場所における作業 | 酸欠則 13 |
| 16. 車両系荷役運搬機械の転倒、転落防止（誘導者） | 安衛則 151 の 6 |
| 17. 車両系荷役運搬機械の接触防止（誘導者） | 151 の 7 |
| 18. ずい道建設における火気又はアークの使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者） | 389 の 4 |

4. 3 新規採用時、作業内容変更時の教育内容

| 教 育 事 項 及 び 内 容 | 備 考 |
|---|-----|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。 3. 作業手順に関する事。 4. 作業開始時の点検に関する事。 5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。 6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。 7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事。 8. その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。 | |